

## 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 給与等に関する規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 9 号

### ( 職員の給与 )

第 1 条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等(以下「市条例等」という。)に準じてこれを支給する。

2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第 1 条第 1 項に規定する職員をいう。

### ( 給与の種類 )

第 2 条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。

- |            |               |             |
|------------|---------------|-------------|
| ( 1 ) 給料   | ( 5 ) 時間外勤務手当 | ( 9 ) 期末手当  |
| ( 2 ) 扶養手当 | ( 6 ) 休日勤務手当  | ( 10 ) 勤勉手当 |
| ( 3 ) 通勤手当 | ( 7 ) 夜間勤務手当  |             |
| ( 4 ) 住居手当 | ( 8 ) 管理職手当   |             |

### ( 給与の支給方法 )

第 3 条 給与は、毎月 21 日にその月分を支給する。ただし、その日が休日にあたるときはその前日に支給する。

### ( 給与の計算期日 )

第 4 条 給料は月の初日から末日までを計算期日とする。

2 新任の場合は、その月の在任日数の日割りでこれを支給し、昇給の場合は、発令の日から起算支給する。

### ( 退職者等の給与 )

第 5 条 職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

2 職員が在職中死亡したときは、その月分の給与の全額を支給する。

### ( 休職者等の給与 )

第 6 条 傷病のため勤務できない期間が 1 年に達するまでは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の 100 分の 80 を支給する。

2 本会事務局職員就業規則第 10 条に定める休職期間のうち 3 年までは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の 100 分の 60 を支給する。

### ( 業務上傷病者等の給与 )

第 7 条 業務上負傷し又は疾病にかかった者は、前条の規定にかかわらず加療中給与の全額を支給する。

### ( 給与、初任給 )

第 8 条 職員の給与は市条例等の規定を準用する。

2 新たに採用する職員の初任給の決定は、市条例等の規定に準じて行う。

- 3 給与改訂は、市条例等に準じて行う。
- 4 職務の級による業務分類については、別表の通りとする。

(昇格及び降格)

第9条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在職年数を有しているときには、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

- 2 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の等級に1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合にはこの限りでない。
- 3 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、降格した職務の級の降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の、同じ額がないときは直近下位の額の号級とする。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の判定を得て行わなければならない。
- 3 勤務成績の判定に関する基準については、市条例等に準じて行う。

(昇給の基準)

第11条 前条の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、市条例等に準じて決定する。

2 前条に規定する期間中において、事務局職員就業規則第46条に規定する懲戒を受けた職員に対する昇給の限度は以下のとおりとする。

- (1) 訓告 2号給
- (2) 戒告または減給 1号給
- (3) 出勤停止 昇給しない

- 3 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条に規定される社会福祉士資格を保持しない職員に関する第1項の規定の適用については、同項中の号給より1号給下位の号給とする。
- 4 新たに社会福祉士資格を保持することとなった者にあつては、その日の属する年の4月1日から前項の規定を適用する。
- 5 55歳以上の職員に関する第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の範囲)

第12条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)それぞれの日に在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して10日以内の日において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に市条例等に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 第 8 条第 4 項別表に規定する職務の級による業務分類表の社会福祉士資格を有する 3 級以上の職員については、職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で別表に定める割合を乗じて得た額を加算して得た額を期末手当基礎額とする。

職員	加算割合
職務の級 6 , 5 級の職員	100 分の 15
職務の級 4 級の職員	100 分の 10 会長が定める職員にあっては 100 分の 5
職務の級 3 級の職員（社会福祉士）	100 分の 5

（勤勉手当）

第 14 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して 1 0 日以内の日において支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額とする。

4 職員が基準日以前 6 箇月以内の期間において、本会事務局職員就業規則第 46 条の規定による懲戒処分を受けた場合の成績率は、次の各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合を第 2 項に定める標準の成績率から減じて得た割合とする。

- （ 1 ）訓告（第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 10
- （ 2 ）戒告（第 3 号及び第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 25
- （ 3 ）減給（第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 35
- （ 4 ）出勤停止 100 分の 50

5 第 13 条第 4 項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第 14 条第 3 項」と読み替えるものとする。

6 第 2 項の期間率は、次の表の割合とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 1 5 日 以上 6 箇月 未 満	100 分の 95
5 箇月 以上 5 箇月 1 5 日 未 満	100 分の 90
4 箇月 1 5 日 以上 5 箇月 未 満	100 分の 80
4 箇月 以上 4 箇月 1 5 日 未 満	100 分の 70

3箇月15日 以上 4箇月 未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日 以上 3箇月 未満	100分の40
2箇月 以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日 以上 2箇月 未満	100分の20
1箇月 以上 1箇月15日未満	100分の15
15日 以上 1箇月 未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

(期末手当の不支給)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、第13条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に本会事務局職員就業規則第46条の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(期末手当の一時差止め)

第16条 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6篇に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思慮するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、社会福祉協議会に対する地域の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 会長は、一時差止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 第1項第1号の規定により一時差止め処分を受けた者が、当該一時差止め処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 第1項第2号の規定により一時差止め処分を受けたものについて、当該一時差止め処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 第1項第2号の規定により一時差止め処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止め処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべきものに対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 勤 勉 手 当 の 不 支 給 及 び 一 時 差 止 め )

第 17 条 前 2 条 の 規 定 は、第 14 条 の 規 定 に よ る 勤 勉 手 当 の 支 給 に つ い て 準 用 す る。

( 退 職 手 当 及 び 死 亡 給 付 金 )

第 18 条 職 員 が 在 職 1 年 以 上 で 退 職 し た と き は、別 に 定 め る 給 付 率 表 に 基 づ き、退 職 手 当 を 支 給 す る。

2 職 員 が 死 亡 し た と き は、そ の 遺 族 に 対 し 死 亡 給 付 金 を 支 給 す る。

3 退 職 手 当 及 び 死 亡 給 付 金 の 支 給 に あ た っ て は、別 に 定 め る 月 額 掛 け 金 額 に よ り 中 小 企 業 退 職 金 共 済 等 に 加 入 し、運 用 す る。

( 旅 費 )

第 19 条 会 務 の た め 職 員 が 旅 行 し た と き は、神 栖 市 職 員 の 旅 費 に 関 す る 条 例 に 準 じ て 旅 費 を 支 給 す る。

( 委 任 )

第 20 条 こ の 規 程 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、会 長 が 定 め る。

附 則

- 1 こ の 規 程 は、昭 和 61 年 7 月 22 日 か ら 施 行 す る。
- 2 こ の 規 程 は、昭 和 63 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 3 号 )
- 3 こ の 規 程 は、平 成 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 4 号 )
- 4 こ の 規 程 は、平 成 8 年 5 月 20 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 11 号 )
- 5 こ の 規 程 は、平 成 14 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 29 号 )
- 6 こ の 規 程 は、平 成 15 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 30 号 )
- 7 こ の 規 程 は、平 成 17 年 8 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 43 号 )
- 8 こ の 規 程 は、平 成 24 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。( 改 訂 第 94 号 )

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第2条関係別表

(管理職手当額表)

任命権者	支給対象者	支給額
会 長	参事	月額55,000円
	事務局長	月額51,000円
	副参事	月額41,000円
	事務局次長	月額37,000円
	支所長・センター長(4級)	
	支所長・センター長(3級)	月額32,000円

付 則

- 1 この表は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この表は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 この表は、平成21年8月25日より施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 4 この表は、平成24年4月1日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第8条関係別表

(職務の級による業務分類表)

職務の級	職務の分類
1級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務 3 在宅福祉サービスセンター職員の職務
2級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務 3 困難な業務を処理する在宅福祉サービスセンター職員の職務
3級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする介護支援専門員の職務 4 高度の技能又は経験を必要とする在宅福祉サービスセンター職員の職務 5 支所長及びセンター長の職務
4級 (註.有資格)	1 事務局次長の職務 2 困難な業務を分掌する支所長の職務 3 困難な業務を分掌するセンター長の職務 4 主査の職務
5級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 副参事の職務
6級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 参事の職務
7級	適用なし

註．4級格付けは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家資格を有すること。

付 則

- 1 この表は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この表は、平成24年4月1日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第 18 条関係別表

( 1 ) 退職手当及び死亡給付金の額

退職または死亡した者に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を( 2 )に定める給付率表に区分して、当該給付率を乗じて得た額の合計額とする。

( 2 ) 退職手当及び死亡給付金給付率表

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡		勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外				公務上	公務外
1年未満			2.700		23	29.500	36.790	37.908	36.790
1	0.600	1.000	3.600	1.000	24	31.500	38.870	39.624	38.870
2	1.200	2.000	4.500	2.000	25	33.500	41.340	41.340	41.340
3	1.800	3.000	5.400	3.000	26	35.100	43.212	43.212	43.212
4	2.400	4.000	6.000	4.000	27	36.700	45.084	45.084	45.084
5	3.000	5.000	7.500	5.000	28	38.300	46.956	46.956	46.956
6	3.600	6.000	9.000	6.000	29	39.900	48.828	48.828	48.828
7	4.200	7.000	10.500	7.000	30	41.500	50.700	50.700	50.700
8	4.800	8.000	12.000	8.000	31	42.700	52.572	52.572	52.572
9	5.400	9.000	13.500	9.000	32	43.900	54.444	54.444	54.444
10	6.000	10.000	15.000	10.000	33	45.100	56.316	56.316	56.316
11	8.880	13.875	16.650	13.875	34	46.300	58.188	58.188	58.188
12	9.760	15.250	18.300	15.250	35	47.500	59.280	59.280	59.280
13	10.640	16.625	19.950	16.625	36	48.700	神栖市職員の例による		
14	11.520	18.000	21.600	18.000	37	49.900			
15	12.400	19.375	23.250	19.375	38	51.100			
16	15.390	21.375	24.900	21.375	39	52.300			
17	16.830	23.375	26.550	23.375	40	53.500			
18	18.270	25.375	28.200	25.375	41	54.700			
19	19.710	27.375	29.850	27.375	42	55.900			
20	23.500	30.550	32.760	30.550	43	57.100			
21	25.500	32.630	34.476	32.630	44	58.300			
22	27.500	34.710	36.192	34.710	45	59.280			

( 3 ) 勤続期間の計算

退職手当及び死亡給付金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を除算する。なお、計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。

( 4 ) 月額掛け金額

毎年4月1日現在の職員俸給に 135/1000 を乗じた額を月額掛け金とする。

ただし、各職員ごとに10円未満の端数は四捨五入する。

付 則

- 1 この表は平成20年3月27日より施行する。